

第5回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日(木) 13時30分～14時05分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 15 人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	1番	三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
	2番	浅利 力	委員	八木橋祐也	推進委員
	3番	佐々木清春	委員	大川 元樹	推進委員
	4番	外崎 雅彦	委員	山口 努	推進委員
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第11号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第12号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第12号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第13号	使用貸借合意解約書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長	渡邊 英晃	次長	齋藤 孝嗣	主事	白戸 優之
----	-------	----	-------	----	-------

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第5回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中15名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、私の方から指名いたします。
2番の浅利力委員と、3番の佐々木清春委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第11号について説明いたします。
本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係が、申請件数
2件となっており、田4筆5,642㎡、畑0筆の合計4筆5,642㎡でありま
す。また、使用収益権関係では、申請件数2件となっており、田6筆11,718
㎡、畑0筆の合計6筆11,718㎡であります。詳細は省略いたします。
いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。
以上であります。

議長（高橋） 議案第11号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第11号については、原案のとおり許可
することにいたします。

続いて、議案第12号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請
について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第12号について説明いたします。
こちらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に
基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構
に要請することについて本会の審議を求めるものです。
本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係は0件、利用

収益権関係では、田 3 筆 4,070 m²、畑 0 筆の合計 3 筆 4,070 m²であります。詳細は省略いたします。

以上であります。

議長（高橋）

議案第 12 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第 12 号については、原案のとおり承認することにいたします。

続いて、報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

報告第 11 号について説明いたします。

今回の受理は、3 件で田が 12 筆、畑が 12 筆の計 24 筆 26,670 m²が相続されました。

議長（高橋）

報告第 11 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 11 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 12 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

報告第 12 号について説明いたします。

今回の受理は、2 件です。農地法第 3 条にて賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋）

報告第 12 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 12 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 13 号、使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

報告第 13 号について説明いたします。

今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条により使用貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋）

報告第 13 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 13 号は原案のとおり受理することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 5 回総会を閉会いたします。